

参考資料

1 第2次久喜市行政改革大綱策定経過

期 日	内 容
平成28年 1月 5日	平成27年度第2回久喜市行政改革推進本部幹事会 開催 ・次期行政改革大綱策定方針（案）について
1月25日	平成27年度第2回久喜市行政改革推進本部会議 開催 ・次期行政改革大綱策定方針（案）について
1月27日	次期行政改革大綱策定方針 策定
1月28日	庁内照会 ・次期行政改革大綱の策定に係る現行行政改革大綱の実施項目の総括及び新規取組項目について（照会）
2月 2日	平成27年度第2回久喜市行政改革推進委員会 開催 ・次期行政改革大綱策定方針について
4月 4日	庁内照会 ・次期行政改革大綱における新規取組項目の実施の可否について（照会）
4月19日	平成28年度第1回久喜市行政改革推進本部幹事会 開催 ・次期行政改革大綱における具体的な取組項目について ・今後のスケジュールについて
4月28日	平成28年度第1回久喜市行政改革推進本部会議 開催 ・次期行政改革大綱における具体的な取組項目について ・今後のスケジュールについて
5月13日	平成28年度第1回久喜市行政改革推進委員会 開催 ・次期行政改革大綱における具体的な取組項目について ・今後のスケジュールについて
5月23日	平成28年度第2回久喜市行政改革推進委員会 開催 ・次期行政改革大綱における具体的な取組項目について
6月 6日	庁内照会 ・次期行政改革大綱に位置付ける取組項目の具体的な計画について（照会）
6月28日	平成28年度第2回久喜市行政改革推進本部幹事会 開催 ・次期行政改革大綱に位置付ける取組項目の具体的な計画について
7月 7日	平成28年度第2回久喜市行政改革推進本部会議 開催 ・次期行政改革大綱における基本目標及び基本方針について ・次期行政改革大綱に位置付ける取組項目の具体的な計画について
7月19日	平成28年度第3回久喜市行政改革推進委員会 開催 ・次期行政改革大綱における基本目標及び基本方針について ・次期行政改革大綱に位置付ける取組項目の具体的な計画について
7月27日	平成28年度第3回久喜市行政改革推進本部幹事会 開催 ・第2次久喜市行政改革大綱（案）について

期 日	内 容
8月 5日	平成28年度第3回久喜市行政改革推進本部会議 開催 ・第2次久喜市行政改革大綱(案)について
8月30日	平成28年度第4回久喜市行政改革推進委員会 開催 ・第2次久喜市行政改革大綱(案)について
11月1日から 11月30日	市民意見提出制度(パブリック・コメント)による意見募集の実施
12月26日	平成28年度第4回久喜市行政改革推進本部幹事会 開催 ・第2次久喜市行政改革大綱(案)に対する意見募集の実施結果について
平成29年 1月16日	平成28年度第4回久喜市行政改革推進本部会議 開催 ・第2次久喜市行政改革大綱(案)に対する意見募集の実施結果について
2月 2日	平成28年度第5回久喜市行政改革推進委員会 開催 ・第2次久喜市行政改革大綱(案)に対する意見募集の実施結果について
3月 1日	第2次久喜市行政改革大綱(案)に対する意見募集の実施結果 公表
3月21日	平成28年度第6回久喜市行政改革推進委員会 開催 ・第2次久喜市行政改革大綱(案)の答申について
3月23日	第2次久喜市行政改革大綱 策定

2 久喜市行政改革推進委員会条例

久喜市行政改革推進委員会条例

平成23年3月22日

条例第2号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素で効率的な市政を推進するため、久喜市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 久喜市行政改革大綱の策定に関すること。
- (2) 行政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内で組織する。

(委員の委嘱)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 学識経験を有する者

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の委員会の会議は、市長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第8条 委員長は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定め

る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年3月23日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

3 久喜市行政改革推進委員会委員名簿

(敬称略、順不同)

No.	氏名	選出区分	備考
1	枝 重雄	第1号委員 公募による市民	
2	岡田 善治		
3	斉藤 駿		
4	佐竹 淑子		
5	井上 洋	第2号委員 学識経験を有する者	委員長
6	内田 サイ子		
7	大島 修一		
8	柏浦 茂		
9	加藤 武男		
10	富田 伯枝		副委員長
11	藤山 善博		
12	松本 陽子		
13	溝田 瑩貴		

4 久喜市行政改革推進本部規程

久喜市行政改革推進本部規程

平成23年1月31日

訓令第3号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した行政改革の一層の推進を図るため、久喜市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革の方策の策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は、教育長、総合調整幹、総務部長、財政部長、市民部長、環境経済部長、福祉部長、健康増進部長、建設部長、菖蒲総合支所長、栗橋総合支所長、鷺宮総合支所長、会計管理者、上下水道部長、議会事務局長及び教育部長をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、会務を総理し、本部を代表する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部の会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、本部の会議に本部員以外の職員を出席させ、説明を求めることができる。

(幹事会)

第6条 本部の円滑な運営を図るため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本部の会議に付議すべき事案を検討し、及びこれを調整する。
- 3 幹事会は、総務部長、総務部副部長、人事課長、企画政策課長及び財政課長の職にある者をもって組織する。
- 4 幹事会の会議は、総務部長が招集し、その座長となる。

(部会等)

第7条 本部は、必要があると認めるときは、部会その他の補助組織を置くことができる。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年4月19日訓令第12号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年2月16日訓令第6号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日訓令第8号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

5 次期行政改革大綱策定方針

次期行政改革大綱策定方針

平成28年1月27日市長決裁

1 趣旨

市では、合併後の新市における行政改革の最初の計画として、平成24年度から平成28年度の5ヵ年を計画期間とする「久喜市行政改革大綱」を平成24年3月に策定し、行政改革の取組みを進めている。

当大綱は、平成28年度をもって計画期間が終了となるが、現在の市を取り巻く行財政課題に対応していくためには、行政改革を不断の取組みとして今後も推進していく必要があることから、平成29年度以降の新たな行政改革大綱を策定するものである。

2 現行行政改革大綱について

(1) 概要

名称：久喜市行政改革大綱

期間：平成24年度から平成28年度の5年間

基本目標：「選択と集中による市民の目の高さの市政の実現」

実施項目：95項目

(公共施設の耐震化の推進、シティセールスの推進、職員定員管理の適正化、時間外勤務の削減、ふるさと納税の受入れ推進等)

特徴：一律的な財政支出の削減のみを目的とはしておらず、新たに実施する事業やサービス向上のための整備等、財政負担を伴う取組みも設定している。

(2) 課題や問題点の整理

① 運用上の課題・問題点

ア 効果の不明瞭さ

財政効果を求める取組みと市民サービス向上のために財政負担が生じる取組みが混在していること、増収・削減効果だけでなく財政負担も財政効果として測定していること、重点項目にぶら下がる小項目が設定され複雑化していることから、取組項目から生じる効果が分かりにくいものとなっている。

イ 実現性が不明確な取組項目の設定

取組項目自体が行政改革に馴染まないもの、取組項目が「検討する」ことに留まっており、そもそも実現性が不明確な取組項目がみられる。そのことで、主管課における進捗管理が難しいものとなっている取組項目が存在している。

ウ PDCAサイクルによる進捗管理の不徹底

目標設定が現実的ではなく、計画と実績に大幅な乖離が生じている項目、市に裁量の余地の無い数値を数値目標として設定している項目がみられる。このことで、PDCAサイクルが機能せず、策定時の数値目標から乖離した計画となっている項目が存在している。

②行政改革推進委員会からの答申（平成27年8月17日「久喜市行政改革に関する提言書」より引用）

- (1) PDCAサイクルを念頭に置き、常に改革改善ができるような実効的な計画とすること。そのための方策として、次の2点を提言する。
- ①期待する成果が得られるよう、適切な数値目標を設定すること。
 - ②数値目標をローリングにより見直し、現状に即したものとすること。
- (2) 各実施項目に関して、市民にとって分かりやすい情報提供を推進していくこと。
- (3) 行政改革の対象とするのに馴染まない実施項目があるので、各取組みの適性を見定めること。

3 次期大綱策定に向けた基本的な考え方

(1) 基本的な考え方

市を取り巻く行財政状況や前項(2)を踏まえ、次の事項を基本的な考え方として策定する。

- ・限られた財源の中で、効率的、効果的な行財政運営を行うこと
- ・基本方針の柱は、3つ程度と単純化し、全体的な効果を測定しやすくすること
- ・数値目標や財政効果等、取組内容が明確な取組項目を設定すること
- ・実現性、実効性を伴う取組項目を設定すること
- ・PDCAサイクルを徹底し、現状に即した進捗管理を行うこと

(2) 設定すべき実施内容

①個別の取組項目例

- ・効率的、効果的な行政サービスの提供
事務事業の効率化、窓口サービスの効率化、市民との協働、民間活力の活用 等
- ・効率的、効果的な行政運営
職員の意識改革、人材育成、定員管理適正化、組織機構の見直し、情報発信力の向上、ICT化の推進 等
- ・健全な財政運営
自主財源の確保、コスト削減、公共施設アセットマネジメント、公営企業の健全経営 等

②取組項目数 30～50項目程度

(3) 次期大綱の構成

①計画の構成

現行の行政改革大綱と同様に、次期大綱の構成は、行政改革の基本方針や基本方針に基づいて定めた取組項目の大枠からなる大綱部分と、具体的な取組項目を体系的に整理した実施計画部分との2部構成とする。構成案は次のとおり。

大綱部分

- 1 市を取り巻く行財政状況（現状把握）
- 2 第1期行政改革大綱の取組み結果（振り返り）
- 3 行政改革の基本方針
- 4 行政改革の推進体制（計画期間、庁内会議・附属機関における審議）

実施計画部分

5 具体的な取組項目

②計画期間

平成29年度から平成33年度の5年間とする。

4 具体的な策定方法

(1) 素案の作成【平成27年度】

①具体的な取組項目の洗い出し及び現行行政改革大綱の総括

ア 庁内への照会

本策定方針を基にした取組項目の洗い出しのため、全所属所に対し、新たに取組む項目について照会する。

また、現行行政改革大綱の総括を行い、各取組項目の今後の達成見込みと方向性について照会する。このことで、現行行政改革大綱から引続き実施する項目と、行政改革になじまない項目など次期行政改革大綱では取組まない項目を選別する。

イ 職員提案

全職員から取組項目の提案を募集する。

②体系的整理

企画政策課において、照会結果、職員提案を踏まえて体系的に整理し、素案としてまとめる。

(2) 案の作成～大綱策定【平成28年度】

素案について、附属機関である行政改革推進委員会における審議に付し、案を作成する。案の作成後は、パブリックコメントを実施し、それを踏まえた上で行政改革推進委員会として大綱案を市長に答申する。

答申された大綱案は、市長決裁により策定する。

(3) 策定への市民参加

現行行政改革大綱策定の際の直接的な市民参加の方法としては、附属機関による審議、案に対するパブリックコメントのほか、取組項目設定のための市民提案を実施した。これは、合併後の行政改革に関する最初の計画としてより多くの取組項目を設定するために実施したものである。

しかし、実際に寄せられた提案の内容は、極端な意見、既存事業を徹底すること、単なる意見に過ぎないものが大部分を占め、結果として市民提案からは採用に至らなかった経緯がある。

これらを踏まえ、次期行政改革大綱の策定に当たっては、取組項目の多さではなく、実現性、実効性を重視したものとすること、また、パブリックコメントにおいても市民意見を反映させることは可能であることから、附属機関による審議及び案に対するパブリックコメントを実施することとする。

第2次久喜市行政改革大綱

平成29年3月

発行：久喜市

編集：総務部企画政策課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85 番地の3

電話：0480-22-1111（代表）

FAX：0480-22-3319